

セミコン台湾ブース製作等業務 企画提案募集要領

1 目的

今後大きな成長が期待される半導体産業の振興のため、半導体関連展示会に産学官が連携した「さが半導体フォーラム」ブースを設け、佐賀県内半導体関連企業の製品PRの機会を提供することで、取引拡大を図ります。これにあたって「SEMICON Taiwan 2025」の「さが半導体フォーラム」ブースについて、製作業務の委託先を選考するため、企画提案を募集します。

2 業務委託の内容

(1) 業務名

令和7年度 セミコン台湾ブース製作等業務 ※詳細は、仕様書による。

3 予算額

6, 813千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とします。

4 参加要件

企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たす企業等とします。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 過去5年以内において、海外で行われる展示会や見本市等において同様のブース製作等業務を履行した実績を有すること。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する者に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の募集開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、佐賀県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 募集方法

佐賀県産業イノベーションセンターのウェブサイト掲載により募集します。

6 企画提案の提出方法等

(1) 提出書類

企画提案書（様式1）に以下の①から⑤に掲げる書類を添付し、提出してください。

①提案内容

- ・ブース企画のイメージ（カラー）及びブースレイアウト平面図（任意様式）
※7-（2）選定の評価基準に基づき、企画内容の趣旨等を記載すること。
- ・実施スケジュール
- ・業務遂行体制（担当者の人数、構成、配置 等）

②提案者の概要がわかる資料（パンフレット等）

③同種のブース設営等実績（②の資料で確認できれば省略可）

④見積書

※積算内訳を記載すること（任意様式）。

※デザイン案等の企画提案の内容について、関係機関等との打合せにより複数回の修正を行う場合やロゴ・キャッチコピー等の制作を委託する場合は想定されるので、必要な場合はそれらに係る費用も見積りに積算してください。

⑤誓約書（様式2）

(2) 提出方法

- ① 提出期限：令和7年4月15日（火曜日）※当日消印有効とします。
- ② 提出方法：持参、郵送、宅配便のいずれでも可とします。電子データは、提出期限までに電子メールにて送付してください。
- ③ 受付回答：令和7年4月16日（水曜日）までに電子メールにて企画提案の受付回答を行います。
- ④ 提出部数：紙1部、電子データ一式
- ⑤ 提出先：〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター ものづくり振興課

TEL：0952-34-4416（直通）

FAX：0952-34-4412

E-mail：monodukuri@mb.infosaga.or.jp

7 委託業者の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書を下記の基準により審査を行い、最も高い評価を受けたものに業務を委託します。

なお、審査の結果、評価の総合計点が満点の60%以上に達した企画提案者がいない場合は、適格者なしとします。

(2) 選定の評価基準

①企画の内容

- ・提案の内容が事業の目的に沿ったものであるか。
- ・デザイン性が高く、来場者の目を引くブースデザインとなっているか。
- ・出展企業の各ブースへ立ち寄りやすいレイアウトとなっているか。
- ・佐賀県内半導体関連企業や「さが半導体フォーラム」との関連付けが出来ており、商品の付加価値を高めるデザインとなっているか。
- ・ブースへの効果的な誘客策が提案されており、高い集客効果が見込まれるか。

②業務の遂行

- ・業務を遂行する上で、適切な体制が取られているか。
- ・見積書の内容は、企画内容に対し妥当なものであるか。予算の範囲内か。

③実績

- ・当該業務を実施するために十分な実績を有しているか。

(3) 選定結果の通知

企画提案者に対し、書面により通知します。

※結果等に対しての電話又は口頭による問合せには応じられません。

(4) 提出書類の取扱いについて

- ・提出された書類は、返却しません。
- ・提出された企画提案書等は、委託業者の選定作業以外に提案者に無断で使用しません。
- ・提出された企画提案書等は、委託業者の選定作業を行うにあたって、必要な範囲において複写等することがあります。

8 その他

- (1) この企画提案に要する全ての経費は、提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出は、1社2提案以内とします。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めません。
- (4) 以下の事項に該当した場合、失格になる場合があります。
 - ・提出書類に不足又は虚偽があった場合。
 - ・参加資格を満たさなかった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合。
 - ・契約の相手方となる事業者が、委託業務の全部の処理を他に委託し、又は請け負わせることが判明した場合。
- (5) 委託契約の締結にあたって、審査の評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- (6) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、改めて佐賀県産業イノベーションセンターが作成した委託業務仕様書により、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。
- (7) 個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律及び佐賀県個人情報保護条例に従い適切に管理するものとします。
- (8) 本業務は佐賀県の令和7年2月議会において、当該予算が成立しない場合は中止します。

9 本要領に対する問い合わせ先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター ものづくり振興課

TEL：0952-34-4416（直通）

FAX：0952-34-4412

E-mail：monodukuri@mb.infosaga.or.jp